

藤沢市みどり保全審議会の市民委員を募集します

藤沢市のみどりに関する施策等を調査審議する「藤沢市みどり保全審議会」の市民委員を募集しています。

1. 応募資格（いずれも任用開始時点において）

- (1) 市内在住、在勤又は在学の方
- (2) 本市の他の審議会や委員会等の委員・常勤の特別職・職員・議員でない方

2. 任期

2026年（令和8年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日の2年間

3. 募集人数

4人 ※応募動機等の内容、年齢構成、男女比等を考慮し選考します。

4. 報酬

会議1回につき 10,400円（交通費込み）

5. 申込方法

みどり保全課のホームページ又はみどり保全課の窓口に備えている「藤沢市みどり保全審議会委員申込書」に必要事項を記入して、みどり保全課まで郵送・メール又は持参して提出してください。

※メールで申込書を提出する場合は、件名に【みどり保全審議会委員申込書】と付けてください。

※提出していただいた申込書は返却いたしません。

6. 申込期間

1月26日（月）から2月13日（金）まで＜必着＞

※土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

7. 選考方法及び結果の公表

提出された応募用紙を基に、選考委員会で審査を行います。

選考結果は郵送にて応募者全員にお知らせします。



8. その他

藤沢市みどり保全審議会の構成や直近の審議事項などについては、裏面「藤沢市みどり保全審議会とは」をご確認ください。

「藤沢市みどり保全審議会とは」

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第37条第1項の規定に基づき設置している市の諮問機関で、本市の緑の保全及び緑化の推進に関する施策について調査審議をおこなっています。

構成

- ・学識委員 4名（専門機関職員、大学教員等）
- ・市民委員 4名

会議開催時期

原則、平日の日中に2時間程度の会議を年3～4回程度開催いたします。

直近の審議事項

- ・本市が指定する保存樹木等の指定、解除等について
 - ・本市が策定する「藤沢市緑の基本計画」及び「藤沢市生物多様性地域戦略」の進捗管理や見直し等の改定作業について
- など

＜応募・問合せ先＞

藤沢市 都市整備部 みどり保全課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎6階

電話番号：0466-50-8252（直通）

メール：fj-midori@city.fujisawa.lg.jp